ご存じですか？ 成年後見制度

成年後見制度は、認知症や障がいにより判断能力が低下し、支援が必要となった方の権利や財産を法的に守るため、家庭裁判所に申し立てを行い、本人を支援する人（成年後見人等）を選任し、その人に法的な権限を与えて、本人に代わって法律行為ができるようにするものです。成年後見制度の概要や、村が新しく設置した中核機関についてお知らせします。

法定後見の内容

判断能力の程度に応じて、３つの類型に分けられます。

類型	判断能力の程度
後見	▽日常的な買い物ができない、日常的な事柄（自分の住所や家族の名前など）が分からない ▽日常的な意思の疎通ができない など
保佐	▽日常生活は何とか自分で判断できる ▽簡単な財産管理や契約も自分でできるが、不動産の売買や大きな契約は難しい など
補助	▽ほとんどのことは自分でできるが、契約や預貯金の管理には不安がある ▽本人の利益のためには他の人に支援してもらう方が良い など

法定後見でできること

生活に関する支援・金銭に関する支援として、以下のとおり定められています。

■生活に関する支援（身上監護）
- ○本人の住居の確保に関する契約や費用の支払い
- ○通院時の治療や処方箋などの説明を受けるときの同席 ※治療行為や検査に関することの代理や同意はできません。
- ○介護サービスや施設に入所するときの契約
- ○年金や社会保険の手続き など

■金銭に関する支援（財産管理）
- ○預貯金や実印、銀行印の管理、金融機関との取り引き
- ○不動産や権利書などの財産管理、保管、処分
- ○公共料金や税金等の日常生活の中での各種支払い
- ○印鑑を扱うような契約行為 など

成年後見制度の利用を促進するため、村に中核機関を設置しました

村では、成年後見制度の利用促進を図ることを目的に、４月から東海村社会福祉協議会（総合福祉センター「絆」内）に中核機関を設置しました。中核機関は、成年後見制度を必要とする方が安心して制度が利用できるよう、地域で支える体制を構築するための中心となる場所です。

中核機関の役割と４つの取り組み

中核機関は、さまざまなケースに対応できる法律・福祉等の専門職や幅広い関係者と連携し、地域における成年後見制度への対応を強化するとともに、制度を継続的に推進していく役割を担います。

広報	制度普及のため、相談会の開催やパンフレットの作成・配布を行う	**相談**	電話や窓口での相談に対応し、必要に応じて申立支援や弁護士等の専門職への支援につなぐ
利用促進	後見人候補者の調整や、市民後見人などの担い手の養成・支援を行う	**後見人支援**	すでに後見人として活動している方（親族後見人・市民後見人・専門職後見人）の活動を支援する

成年後見制度についての相談は…

「成年後見制度について知りたい」、「これから成年後見制度の利用を検討している」、「後見活動中で悩みがある」などの際は、お気軽に中核機関（東海村社会福祉協議会）へご相談ください。※総合相談支援課（なごみ・総合支援センター内）でも成年後見制度の利用に関する相談窓口を設置しています。

【問い合わせ】
▽東海村社会福祉協議会生活支援ネットワーク係（☎283-0205）
▽総合相談支援課（なごみ・総合支援センター内 ☎287-2525）